

## 帯広市設計委託業務等成果成績評定基準

帯広市総務部契約管財課

## 目 次

第1条	目 的
第2条	適 用 範 囲
第3条	評 定 の 方 針
第4条	評 定 者
第5条	評 定 方 法
第6条	成績表の取扱い
第7条	評定の結果活用
第8条	評 定 の 特 例
第9条	再 評 価

## 帯広市設計委託業務等成績評定基準

### (目的)

第1条 この基準は、帯広市における設計委託、測量調査委託及び家屋調査委託等(以下「委託業務等」という。)の適正な業務執行を図るため、厳正かつ的確な評定を行うことにより、設計委託等各業者(以下「設計委託業者等」という。)の指名等に関する資料に供することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準に基づき成績評定を行う設計委託等の適用範囲は、帯広市建設工事等施工要領(昭和55年4月1日施行)の4の(2)に規定する総務部が契約を締結する委託業務等とする。

### (評定の方針)

第3条 委託業務等の成績評定(以下「評定」という。)は、正確な資料や業務執行及び成果の事実に基づき、設計条件や特殊事情を勘案し、次条に規定する評定者ごとに独立して的確かつ公正に判断を行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定は、設計委託業務等成績表(様式第1号)により、考査項目別採点基準表(様式第2号)に基づき、委託業務等の業務担当職員(以下「担当員」という。)及び課内検査担当職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。

2 委託業務等の内、次の委託については、業務担当課が評定した後、契約管財課の職員(以下「評定員」という。)の評定を受けるものとする。

(1) 成績表に規定する主たる業務が1～4に該当するものについては、概算工事金額が500万円以上の工事に係る委託業務等

(2) 成績表に規定する主たる業務が5に該当するものについては、概算工事金額が130万円以上の工事に係る委託業務等。ただし、建築工事との同一工事で、建築工事の概算工事金額が500万円未満の場合はこの限りでない。

(3) 維持、修繕及び改修工事設計業務については、概算工事金額が1000万円以上で必要と認められた委託業務等

(4) 帯広市公営企業管理者の所管する委託業務等については、帯広市公営企業管理者が定める概算工事金額以上

### (評定方法)

第5条 評定は、成績表に掲げる考査項目について、考査項目別採点基準表により、成績表の該当評定各細目ごとにaからeの評価点を付して行うものとする。

2 評価点は、標準点(65点)に、考査項目ごとの評価点小計を加減して得た値とする。

3 委託業務等の総合評価点は、次のとおりとする。

(1) 契約管財課の評定を要する委託業務等の場合

前項の方法で算出した担当員の評価点と検査員の評価点にそれぞれ2.5 / 10を乗じて得た合計評価点と評定員の評価点に5 / 10を乗じて得た合計評価点を合わせた点数を総合評価点とする。

(2) 契約管財課の評定を要しない委託業務等の場合

前項の方法で算出した担当員の評価点と検査員の評価点にそれぞれ2.5 / 10を乗じて得た合計評価点の2倍の点数を総合評価点とする。

(成績表の取扱い)

第6条 成績表は、成果検査の際、所要事項を記載し、担当員及び検査員が所定の事項を記載する。

2 成績表は契約担当課が保存する。

(評定の結果活用)

第7条 評定の結果、総合評価点が標準点の65点を下回った場合は、指名委員会の評価を受けた後、勧告等によって設計委託業者への喚起を促すものとする。

なお、本条の適用については別に定める規定により行なうものとする。

(評定の特例)

第8条 共同企業体が委託業務等を行った場合は、当該共同企業体の各構成員が、各々単独で委託業務等を行ったものとみなし各構成員について行うものとする。

2 設計委託業者等の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における出来高等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある出来高がない場合は、この限りではない。

3 市の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該委託業務等の評定の対象としないものとする。

(再評価)

第9条 委託業務等の内容に後日、工事施工等の際に瑕疵等が判明した時には、再評価を行なうものとする。

附 則

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

2 帯広市設計委託等成果成績評定試行基準(平成13年10月29日帯契管第288号)は、廃止する。

3 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

4 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

5 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

# 設計委託業務等成績表

様式第1号

契約番号 第 号	次長	課長	課長補佐	係長	主査	主任	係	
業務名								
契約先								
契約金額	当初 円			最終 円				
履行期間	当初 平成 年 月 日			～ 平成 年 月 日				
	最終 平成 年 月 日			～ 平成 年 月 日				
着手年月日	平成 年 月 日			完了年月日		平成 年 月 日		
検査年月日	平成 年 月 日			概算工事金額		円		
主たる業務 担当員は右の 該当事項のい ずれか一つに をつける。	契約管財課の評定をする委託(注1)				契約管財課の評定をしない委託			
	1, 一般土木設計業務(道路、河川、管渠) 2, 土木構造物設計業務(橋梁、各種構造物、解析) 3, 建築設計業務 4, 公園・緑地設計業務 5, 機械、電気、設備設計業務				6, 単純調査業務(測量調査、地質調査、資料収集) 7, 補償業務(建築物、工作物) 8, 環境業務(アセス) 9, その他( )			

担当部課						総務部契約管財課											
課長		課長補佐		係長		主任		係								総合評価点 点	
審査項目		業務担当員職氏名					課内検査員職氏名					評定員(完成検査)職氏名					
項目	細目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
技術専門力	提案力	+4	+1.5	0	-2	-4	+6	+2	0	-3	-6	+6	+2	0	-3	-6	
	技術力	+4	+1.5	0	-2	-4	+6	+2	0	-3	-6	+6	+2	0	-3	-6	
管理技術力	工程管理	+4	+1.5	0	-2	-4											
	協議記録	+4	+1.5	0	-2	-4											
	調整能力	+4	+1.5	0	-2	-4											
成果品の品質	関係法令の遵守	+4	+1.5	0	-2	-4	+6	+2	0	-3	-6	+6	+2	0	-3	-6	
	図面等の表現	+4	+1.5	0	-2	-4	+6	+2	0	-3	-6	+6	+2	0	-3	-6	
	適正数量の算出	+4	+1.5	0	-2	-4	+6	+2	0	-3	-6	+6	+2	0	-3	-6	
	必要書類の整理	+3	+1	0	-1.5	-3	+5	+1.5	0	-2.5	-5	+5	+1.5	0	-2.5	-5	
評価点小計		+・- = 点					+・- = 点					+・- = 点					
評価点 <small>(小数点第一位で四捨五入)</small>		65 +・- = 点					65 +・- = 点					65 +・- = 点					
合計評価点 <small>(小数点第二位まで算出)</small>		× 0.25 = 点 <sup>A</sup>					× 0.25 = 点 <sup>B</sup>					× 0.5 = 点					
所見	[業務担当員]					[課内検査員]					[評定員]						

(注1) 概算工事金額が1～4は500万円以上、5は130万円以上のみ該当すること。ただし建築工事との同一工事で、建築工事の概算工事金額が500万円未満の場合はこの限りでない。  
 (注2) 工事検査課の評定を要しない委託については、(A+B)×2を総合評価点に記入すること。  
 (注3) 所見欄は必ず記入すること。

